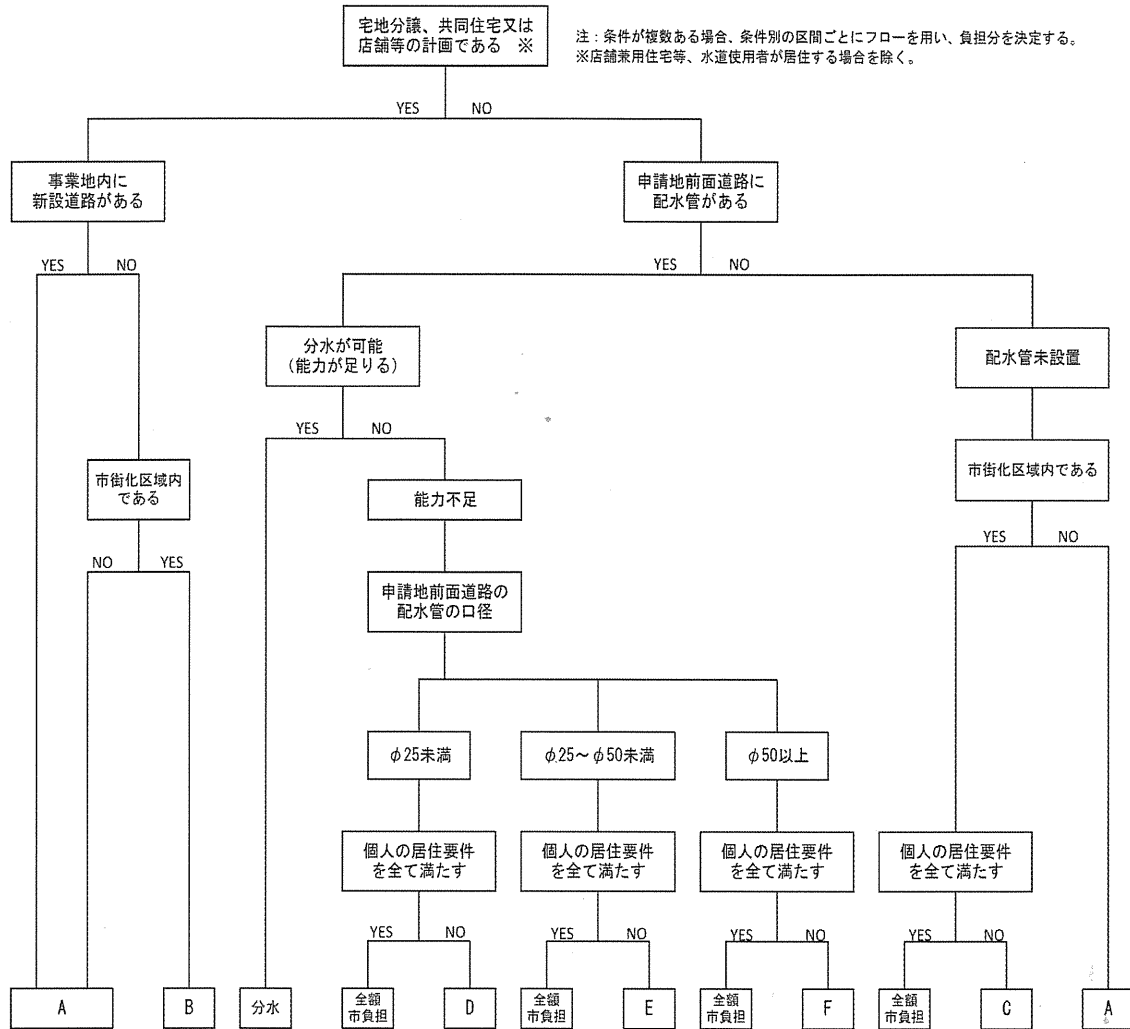


水道工事費の負担区分フロー図



個人の居住要件

- ① 申請者が個人である。
- ② 申請地を購入後1年以上が経過している。
- ③ 水道の使用者が、申請者またはその親族（使用人を含む）である。
- ④ 給水対象施設が貸借または売買を目的としていない。
- ⑤ 申請地には既設給水管があり、分筆等これを位置変更するものでない。

水道工事費の負担区分 (○は申請者負担)

	管材費	掘削費	布設費	埋戻費	舗装費 (仮復旧)	舗装費 (本復旧)	工事に伴う 諸経費	事務費
A	○	○	○	○	○	○	○	○
B		○	○	○	○	○	○	○
C			○	○	○	○	○	○
D				○	○	○	○	○
E					○	○	○	○
F						○	○	○
備考	市の都合で、増径もしくはループ化等をする場合は、差額分を市負担とする。 本管工事に伴い『仮設配水管』や『給水切替工』が必要な場合の負担は、上表と同様とする。 土地区画整理事業地内での申請は別途協議とする。							